

# 情報開示書

(平成30年3月期)

**第一商品株式会社**

## — 目 次 —

本表紙

1. 会社の概況	2
① 商号、許可年月日等	別添「第46期事業年度有価証券報告書以下、 （「有報」という。）参照（表紙及び5頁に記載）
② 事業の内容	「有報」参照（4頁から9頁までに記載）
(1) 経営組織	
(2) 業務の内容	「有報」参照（4頁から9頁までに記載）
経営組織図	3
③ 営業所、事務所の状況	4
④ 財務の概要	「有報」参照（1頁及び、36頁から38頁並びに48頁に記載）
(a) 資本金	
(b) 営業収益	
(c) 受取手数料	
(d) トレーディング手数料	
(e) 経常損益	
(f) 当期純利益	
(g) 純資産額規制比率	
⑤ 発行済株式数	「有報」参照（1頁及び20頁に記載）
⑥ 上位10位までの株主の氏名等	「有報」参照（21頁に記載）
⑦ 役員の状況	「有報」参照（24頁から27頁までに記載）
⑧ 役員及び使用人の数	「有報」参照（9頁に記載）
2. 営業の状況	6
① 営業の経過及び成果	「有報」参照（10頁から13頁までに記載）
② 取引開始基準	
③ 顧客数	7
3. 経理の状況	7
① 貸借対照表	「有報」参照（34頁から36頁までに記載）
② 損益計算書	「有報」参照（37頁から38頁までに記載）
③ 株主資本等変動計算書	「有報」参照（39頁から40頁までに記載）
④ 個別注記表	「有報」参照（43頁から66頁までに記載）
⑤ 監査に関する事項	「有報」参照（33頁並びに70頁から71頁までに記載）

## 1. 会社の概況

### ① 商号、許可年月日等

商号等については「有報」表紙に、会社の沿革は「有報」3頁にそれぞれ記載しております。

許 可 年 月 日	平成28年12月21日
加 入 協 会 名	日本商品先物取引協会 日本商品先物振興協会 日本商品委託者保護基金

### ② 事業の内容

#### (1) 経営組織

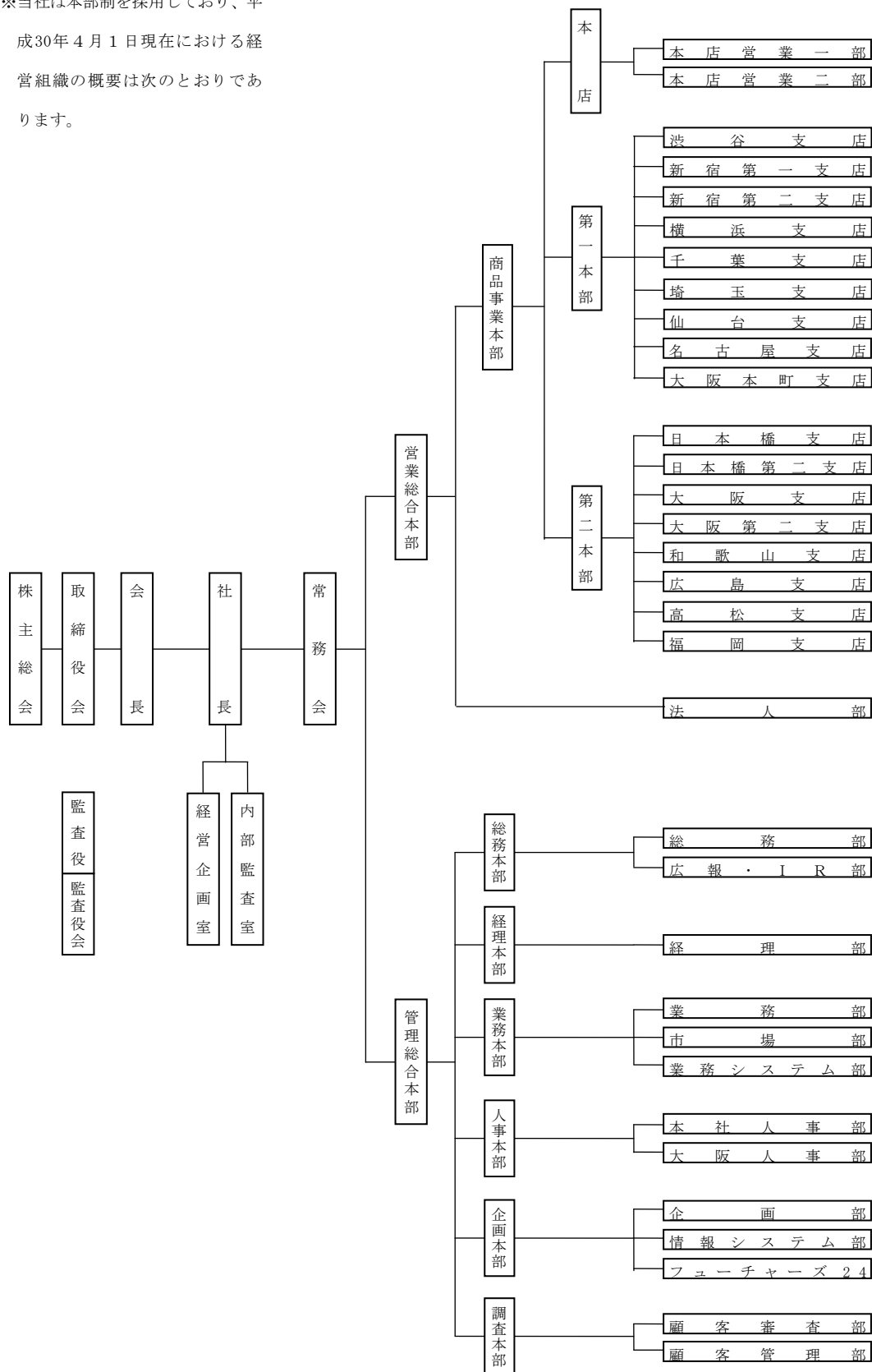
経営組織図については次頁に記載しております。

#### (2) 業務の内容

「有報」4頁から9頁までに記載しております。

# 経営組織図

※当社は本部制を採用しており、平成30年4月1日現在における経営組織の概要は次のとおりであります。



③ 営業所、事務所の状況

平成 30 年 3 月 31 日現在

名 称	所 在 地	電話番号
本社（本店）	東京都渋谷区神泉町 9 番 1 号	03-3462-8011
新 宿 支 店	東京都新宿区歌舞伎町二丁目 2 番 1 4 号	03-3232-1061
日 本 橋 支 店	東京都中央区日本橋茅場町三丁目 7 番 6 号	03-3664-1051
横 浜 支 店	神奈川県横浜市西区楠町 1 4 番地 5	045-287-1001
千 葉 支 店	千葉県千葉市中央区新町 1 7 番地 1 3	043-246-8991
埼 玉 支 店	埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目 1 1 4 番 1 号	048-644-4631
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目 1 番 5 号	022-263-4151
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市東区葵二丁目 3 番 1 5 号	052-933-3521
大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目 5 番 1 3 号	06-6282-9401
和 歌 山 支 店	和歌山県和歌山市六番丁 4 3 番地	073-431-6141
広 島 支 店	広島県広島市中区西平塚町 1 番 7 号	082-244-1531
高 松 支 店	香川県高松市中野町 2 9 番 2 号	087-835-6170
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区店屋町 1 番 3 1 号	092-686-9001

#### ④ 財務の概要

以下の項目について、「有報」1頁及び、36頁から38頁並びに48頁に記載しております。

- (a) 資本金
- (b) 営業収益
- (c) 受取手数料
- (d) トレーディング手数料
- (e) 経常損益
- (f) 当期純利益
- (g) 純資産額規制比率

#### ⑤ 発行済株式総数

「有報」1頁及び20頁に記載しております。

#### ⑥ 上位10位までの株主の氏名等

「有報」21頁に記載しております。

#### ⑦ 役員の状況

「有報」24頁から27頁までに記載しております。

#### ⑧ 役員及び使用人の数

平成30年3月31日現在

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	16名	3名	290名	306名
(うち外務員数)	(12名)	(0名)	(204名)	(216名)

@ 使用人数(従業員数)の状況については、「有報」にも記載しておりますので、「有報」9頁をご参照ください。

## 2. 営業の状況

### ① 営業の経過及び成果

「有報」10頁から13頁までに記載しております。

### ② 取引開始基準

当社では、適合性の原則に照らして、商品先物取引を行うことが不相当と認められるものに該当するかどうかの判断を行うため、顧客の知識、経験、財産の状況および商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、顧客の属性把握に努めるものとしております。

1. 次に掲げるものは、適合性の原則に照らして、不相当と認められる勧誘の対象者であり、勧誘および受託は行わないものとする。(自然人ではない法人格も含む。)

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者ならびに自己破産、任意整理および個人再生手続きの開始をしている者
- ④ 商品先物取引をするために借入れする者
- ⑤ 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ⑥ 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ⑦ 暴力団・総会屋など一切の反社会的勢力に属している者
- ⑧ 他人名義の使用または他人になりすましている者
- ⑨ 犯罪収益移転防止法に基づく当社の本人確認手続きを拒む者
- ⑩ 不正資金の流入者など組織的犯罪等に関与する者
- ⑪ 商品取引契約またはそれに類似する行為を不正な手段により代理請負等を行う者
- ⑫ 指定金融機関口座が国内本・支店にない者および国内に居住している外国籍の者またはそれに準ずる者で一定の在留資格を有しない者

2. 次に掲げる一に該当するものは、適合性の原則に照らして、不相当と認められるおそれのある勧誘の対象者であり、原則として顧客より自書の書面(①を除く。)による申告を受けるとする。(自然人ではない法人格も含む。)

- ① デリバティブ取引の経験がない者
- ② 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計を立てている者(年金等の収入が収入全体の過半を占めている者)
- ③ 一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない者
- ④ 高齢者(満75歳以上の者)
- ⑤ 自ら申告した投資可能金額を超える取引をしようとする者
- ⑥ 公金出納取扱者、金融機関等において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取り扱っている者
- ⑦ 長期療養をされている者

- ⑧ 取引参加に対し客観的な困難が認められる身体障害者
- ⑨ 上記各号以外に、商品先物取引を行うに適合性の疑いがあると判断される者

### ③ 顧客数

顧客数 3, 172名 (平成30年3月31日現在)

## 3. 経理の状況

### ① 貸借対照表

「有報」34頁から36頁までに記載しております。

### ② 損益計算書

「有報」37頁から38頁までに記載しております。

### ③ 株主資本等変動計算書

「有報」39頁から40頁までに記載しております。

### ④ 個別注記表

「有報」43頁から66頁までに記載しております。

### ⑤ 監査に関する事項

「有報」33頁並びに70頁から71頁までに記載しております。

なお、確認書、内部統制監査報告書につきまして「有報」の72頁から75頁までに添付しております。